

約款訂正に関する覚書

発注者.....と受注者.....とは、
年.....月.....日付締結の工事請負契約に添付した契約約款の内容の一部を下記
 のとおり訂正する。

記

該当条文	訂正前	訂正後
【法定検査】 第 23 条の 2 (1) 及び同条 (2) いずれも後段の 括弧書き	発注者に対し、検査（発注者が本項の 業務を監理者に委託した場合は、監理 者__）を求める。	発注者に対し、検査（発注者が立会い を監理者に委託した場合は、監理者立 会いのもとに行う検査）を求める。
【契約不適合責任期 間等】 第 27 条の 2 (3)	発注者の契約不適合責任を問う意思 を明確に告げることで行う。	受注者の契約不適合責任を問う意思 を明確に告げることで行う。
【契約不適合責任期 間等】 第 27 条の 2 (9)	…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐 力又は雨水の浸入に影響のないもの を除く。）について請求等を行うこと のできる期間は、__10 年とする。	…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐 力又は雨水の浸入に影響のないもの を除く。）について請求等を行うこと のできる期間は、 <u>第 25 条又は第 26 条 の引渡しを受けた日から 10 年とす る。</u>
【発注者の損害賠償 請求】 第 30 条 (2)	本条 (1) a の場合においては、この 契約に別段の定めのないときは、 <u>発注 者は、受注者に対し、遅滞日数に応じ て、請負代金額に対し年 10 パーセン トの割合で計算した額の違約金（損害 賠償額の予定。以下同じ。）を請求す ることができるものとする。ただし、 工期内に、第 25 条による部分引渡し のあったときは、請負代金額から部分 引渡しを受けた部分に相応する請負 代金額を控除した額について違約金 を算出する。</u>	本条 (1) a に該当し、 <u>発注者が受注 者に対し損害の賠償を請求する場合 の違約金（損害賠償額の予定。以下「違 約金」については同じ。）は、この契約 に別段の定めのないときは、遅滞日数 に応じて、請負代金額に対し年 10 パ ーセントの割合で計算した額とする。 ただし、工期内に、第 25 条による部 分引渡しのあったときは、請負代金額 から部分引渡しを受けた部分に相応 する請負代金額を控除した額につい て違約金を算出する。</u>

.....年.....月.....日

発注者.....(印)

受注者.....(印)